○関東地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	入間市河原町一二二一番九九地先から狭山市鵜ノ木四九〇二番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十九日

○関東地方整備局告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十五年三月十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画公園事業第五・五・三号六仙公園

三　事業施行期間　自平成二十五年三月十九日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都東久留米市中央町三丁目地内

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都東久留米市中央町三丁目地内

○関東地方整備局告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十五年三月十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百五十三号東村山都市計画公園事業五・五・三号六仙公園

三　事業施行期間　自平成十三年六月十八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十三年関東地方整備局告示第二百五十三号、平成十六年関東地方整備局告示第五十四号、平成十九年関東地方整備局告示第三号及び平成二十一年関東地方整備局告示第三百五十六号の事業地のうち東京都東久留米市中央町三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　東京都東久留米市中央町三丁目地内

五　収用の手続が保留される事業地　東京都東久留米市中央町三丁目地内

○関東地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都渋谷区渋谷三丁目一八番一地先から同区渋谷三丁目一八番一地先まで	前	六一・六七～九二・〇〇メートル	〇〇・〇〇七キロメートル
	後	六一・二〇～六九・六五メートル	〇〇・〇〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○中部地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十九日　中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和二十七年建設省告示第八百三十五号名古屋都市計画緑地事業第六号小幡緑地

三　事業施行期間　自昭和二十七年三月三十一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都市西京区大枝沓掛町一五番一一二から同市西京区大枝沓掛町一六番三〇まで	前	二〇・二〇～六〇・八〇メートル	〇〇・三一八キロメートル
	後	二〇・二〇～六〇・八〇メートル	〇〇・三一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	京都市西京区大枝沓掛町一五番一一二から同市西京区大枝沓掛町一六番三〇まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十日